

新型コロナウイルス感染症に関する

市民の皆様へのお願い

4月16日、新潟県を含む全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。事態を収束に向かわせるために、極力8割程度の接触機会の低減を目指すという、強い政府の姿勢が示されました。

市民の皆様には、今までも、感染予防対策をお願いしてまいりましたが、特に5月6日までの間、次のとおり、より一層の対策をお願いします。

- (1) 医療機関への通院、生活必需品等の買い出し、職場への出勤、散歩など生活の維持のための場合を除く外出の自粛をお願いします。
- (2) 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛をお願いします。
- (3) 島外への不要不急の往来を控えるようお願いします。
- (4) 特に、大型連休期間においては、ご家族、友人・知人の来島を自粛いただくようご連絡ください。

一人一人の注意・心がけが佐渡市の安全安心につながります。引き続き手洗い・咳エチケットなど、ご自身の感染予防対策をお願いいたします。

令和2年4月18日

佐渡市長 渡辺 竜五